

(様式1の5)

調査報告書

今回申請に係る建築物及びその敷地について調査した結果、下表のとおり間違いありませんので報告します。

記入日 年 月 日

①調査項目		②該当	③担当部署等の協議経過等
法	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	特別緑地保全地区 (法第12条第1項) ※該当する場合は許可書(写)を添付してください (新築・改築・増築に限る)	□ 公園緑地課
	生産緑地法 (昭和49年法律第68号)	生産緑地地区 (法第3条第1項) ※許可をうけたもの(許可書(写)の添付要)又は生産緑地地区内における行為の制限が解除されたもの以外は認定できません (新築・改築・増築に限る)	□ 都市計画課
	都市計画法 (昭和43年法律第100号)	都市施設である緑地の区域 (法第11条第1項第2号) ※市長が当該緑地の保全上支障がないと認めたもの以外は認定できません	□ 都市計画課
市街化区域外 (法第7条第1項) ※当該する場合には認定できません		□	
条例	兵庫県環境の保全と創造に関する条例 (平成6年兵庫県条例第16号)	都市における建築物及び敷地の緑化基準 (条例第118の2) ※規制の対象となる場合は、届出済みの建築物等緑化計画届(写)を添付してください	□ 花と緑の課
上記の全てに該当しない		□	

(注意事項)

※ 認定に係る建築物及びその敷地が上表①欄の法の区域内にある場合又は条例の規制対象物となっている場合は、②の欄にチェックをいれ、③の欄に現時点の担当部署との協議経過等について記入してください。(該当するものが無い場合は、最下段の「上記の全てに該当しない」にチェックをいれてください。)

※ 該当項目がある場合、認定できないこともあります。その際、手数料納付後の返金は一切できませんので、事前調査のうえ誤りのなきよう記入してください。